

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	アルメニア共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とアル メニア共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.5.25 エレバン で (H28.7.13)	日本側 田口榮治在アルメ ニア大使 アルメニア側 ハインカラム ・ムキタリヤン非常事態 省次官	H28.10.3 381号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。